# しみずプレミアム定期預金（セレクトプラン）預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきました預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）及び「総合口座取引規定」に基づきお取扱いさせていただきます。

清 水 銀 行

令和８年 11 月 16 日 制定

(9-0-08-516)

## しみずプレミアム定期預金（セレクトプラン）預金規定

１．（預入対象者）

【新規資金】

定期預金の受入期間中に新規（※）に３０万円以上お預け入れの個人の方。

（※）本商品作成日から遡って３ヶ月以内にご入金されたご資金を新規とします。

【新規資金以外】

当行にお預け入れいただいている普通預金残高や定期預金の満期資金（満期日から１ヶ月以内）により、３０万円以上お預け入れの個人の方。

２．（預け入れ）

（１） この預金は、一口３０万円以上とします。

（２） この預金は、「しみずプレミアム定期預金（セレクトプラン）」の新規受入期間毎に定めた預入期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）（元加式または利払式）とし、定期預金通帳、総合口座通帳およびスマート通帳での預け入れとします。

３．（お預け入れ限度額）

特にございません。

４．（約定利率）

この預金の利率は、当行所定の利率を初回満期日まで適用します。

５．（利息計算）

この預金の利息は、預入時に指定された利息計算区分（単利型または複利型）にて計算します。

６．（自動継続）

（１） この預金は、通帳（スマート通帳含む）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）（元加式または利払式）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２） この預金の自動継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金（M型）スーパー定期の預入期間に応じた店頭表示利率とします。

７．（規定の変更等）

（１） この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２） 前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上